

Research Paper Series

No.91

戦時期財団法人大東京緑地協会の活動
—民間緑地の誘導・集中による環状緑地帯の実現—

平山 剛¹

2011 年8月

¹ 首都大学東京社会科学部研究科経営学専攻博士課程

目次	
はじめに	1
I. 地方計画的緑地計画の立案	2
1. 東京緑地計画協議会の設立	2
2. 東京環状緑地帯計画の登場	2
II 東京環状緑地帯計画の実現方法	5
1. 環状緑地帯の全面買収案	5
2. 東京府・東京市の公営大緑地建設	7
3. 民間緑地誘導案への転換	9
III 大東京緑地協会の誕生	9
1. 国土計画と「大東京」環状緑地帯への展開	9
2. 企業・団体の設立参加理由	10
3. 大東京緑地協会の設立	11
IV 大東京緑地協会の事業展開	13
1. 大東京緑地協会の組織体制	13
2. 大東京緑地協会の受託事業	14
3. 同盟育成会・三菱養和会の民間緑地事例	16
V. 大東京緑地協会の拡大	17
1. 大東京緑地協会の直営事業	17
2. 太平洋戦争開戦後の大東京緑地協会	17
おわりに	18

本稿は準備的草稿です。引用にあたっては、筆者にご連絡ください。

はじめに

本稿の目的は、戦時期に「大東京」¹の市街地連続を防止するために計画された環状緑地帯に民間緑地を誘導し、集中させた財団法人大東京緑地協会（以下「緑地協会」）の活動について明らかにすることである。

戦時期は、「地方計画法試案」（1939年1月未公表）や「国土計画法設定要綱」（1940年9月）により、「大東京」のグランドデザインが具体的に形成され始めた時期であった。特に緑地分野のグランドデザインとしては、1939年4月に暫定成案が決定した「東京緑地計画」がよく知られているが、既往の越澤 明や真田純子の研究では、公営大緑地の造成が環状緑地帯の実現に重要な役割を果たしたことのみに強調され、民間緑地の造成についてはまったく触れていない²。だが公営大緑地は環状緑地帯全体の中ではわずかな面積を占めるにすぎず、東京市の周辺に点々と設置するだけでは、市街地の連続的膨張を抑制することは困難であった。このため公営の大緑地の間を繋ぐ民間緑地の存在は不可欠なものであった。そこで本稿は、この民間緑地を誘導し、集中する措置に照準をあてるところに意義がある。

現在杉並区の神田川付近には、西から東に向かって日本放送協会富士見ヶ丘運動場、財務省国立印刷局久我山運動場（旧台湾銀行運動場）、旧千代田生命浜田山グラウンドなど大規模な民間緑地が保存されているが、これらは戦時期に緑地協会が環状緑地帯に誘導し、集中させた事績の一つである。しかし平成不況による企業の倒産、資産整理で、民間緑地は閉鎖・売却され、大型マンションや住宅地に変貌し、環状緑地帯の遺産は破壊が進んでいる³。

民間緑地を誘導し、集中する役割を果たした緑地協会については、これまでその存在だけは指摘されていたが、緑地協会の活動内容にまで踏み込んだものは皆無であった。例えば石川幹子は「東京緑地計画を踏まえた緑地事業を推進するためには、民間の経営との連携が必要であり、第三セクターとして緑地協会が設立された⁴」と述べているが、なぜ民間との連携が必要となったのか、敷衍すれば公営単独による環状緑地帯の整備がなぜ貫徹しなかったのかを明らかにしていない。また田中正大は、企業の環状緑地帯整備への協理理由について、「各企業では従業員の厚生施設を郊外に求める時期であり、大企業の経営者は東京緑地計画の一員となっていた⁵」と述べるにとどまり、企業・団体が経済的にどのような理由で緑地協会の活動に参加していたのかを説明していない。さらに石川、田中ともに民間緑地の誘導と集中がどのように推進されたのかという重要な論点について検討を加えていない。

以上の問題関心から本稿では、石川、田中が論拠とした緑地協会の発行冊子『財団法人大東京緑地協会概要』を再検討するほか、『公園緑地』等に掲載された緑地協会に関する論文、緑地協会の初代会長であった『阪谷芳郎文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、『旧土地台帳』、『閉鎖登記簿謄本』（東京法務局）等を活用することにより、第一に環状緑地帯計画がなぜ登場したのか、内務省が環状緑地帯を実現するために「防空」目的を積極的に利用した論理を提示する。第二に内務省が、公営単独施行から民間緑地の誘導と集中による環状緑地帯計画に転換した理由を明らかにする。第三に緑地協会はなぜ東京緑地協会ではなく、「大東京」緑地協会でなければならなかったのか、緑地協会が内務省の目指した「大東京」即ち「東京都制」構想における環状緑地帯計画の推進主体であったことについて指摘する。また企業・団体が緑地協会に参加した理由はどのようなものであったのか、企業・団体に対する利益配当統制の点から検討する。第四に緑地協会による民間緑地の誘導と集中はどのように進められたのか、緑地協会の組織体制を明らかにしたうえで、誘導と集中の展開状況を具体的な事例を挙げて確認する。第五に緑地協会の事業拡大として、民間緑地の普及促進事業であった直営緑地経営を紹介し、あわせて太平洋戦争開戦後の緑地協会の活動について概観する。

以上の結果、戦時期における公共施設整備が、強制的な公営単独事業として推進されたわけでは

なく、あらかじめ民間側に参加協力による利点を提示した、誘導を通じた「官民協同」体制により実現されたことが理解できるであろう。以下本稿では、この方針を前提として論理を展開する。

I. 地方計画的緑地計画の立案

1. 東京緑地計画協議会の設立

本章では、まず「東京緑地計画」の推進主体であった東京緑地計画協議会（以下「協議会」）における決定過程を確認する。

1932年8月内務省は、東京市を中心とする地方計画的緑地計画である「東京緑地計画」の検討を開始し、同年10月都市計画東京地方委員会の主催により協議会が組織された⁶。協議会は、内務次官を会長に、内務省都市計画課、都市計画東京地方委員会、東京府、警視庁、東京市、学識経験者を委員、神奈川県都市計画課、埼玉県土木課、千葉県土木課、東京鉄道局運輸課、東京警備司令部、内務省東京土木出張所を臨時委員として構成され、(1)緑地の分類、(2)緑地計画区域、(3)緑地の基準、(4)緑地計画案の作成、(5)緑地の実現に関する事項を順次決定した⁷。

協議会では、本来の目的が空地で、宅地、商工業用地、頻繁な交通用地などに建蔽されない永続的なものを「緑地」とし、公園などの普通緑地、山林農牧漁業地などの生産緑地だけでなく、庭園なども「緑地に準ずるもの」として緑地計画に含め、緑地の公有、私有は問わないこととした⁸。また緑地計画区域は、東京駅を中心に半径50km圏内を標準とし、省線山手線主要駅及び郊外電鉄始発駅を起点に、片道の鉄道運賃1円、運輸時間1時間程度を東京市民のための休養地選定の範囲とした。

緑地計画案の作成手続は、東京府、東京市、神奈川県、埼玉県、千葉県の緑地予備計画協議会が予備計画案を作成し、これに基づき都市計画東京地方委員会が協議会に提案する東京緑地計画案を調製した⁹。このように「東京緑地計画」は、「大東京」の地方計画的緑地計画として、京浜大都市間の都市計画に結びつきを持たせる契機となった¹⁰。しかし「東京緑地計画」が、東京市の受ける便益のみに傾注し、緑地として経済的な負担を受ける地方市町村の利益を軽視してしまうと、将来的に緑地の維持に障害をもたらすこととなる。つまり「大東京」の緑地計画を実現するための統制には、同時に統制を徹底するための観光地開発助成事業を実施して、初めて地方市町村の協力を引き出すことができると認識された¹¹。

協議会では、将来自然公園の設置予定地となる風致景勝地37ヶ所を「景園地」として指定し、1936年度から東京市と景園地を結ぶ行楽道路の建設事業に着手した¹²。これに加え神奈川県では、1936年6月に「風景地開発助成規程」を公布し、県内市町村・団体の風景事業計画に対して助成金を支給するなど観光地開発助成事業の端緒を開いた¹³。

以上のとおり「東京緑地計画」は、東京市民の休養地である公園、風景地の選定とその代替的措施である観光地開発助成を進める地方計画的緑地計画として調査研究が開始されたのである。

2. 東京環状緑地帯計画の登場

次に既往研究の批判的検討を踏まえ、内務省による「防空」目的の積極的利用の視点から環状緑地帯計画の登場理由を明らかにする。

1937年7月の日中戦争開始による重要産業の新設拡張の結果、東京市周辺で工場の増加、人口集中、交通混雑、保健衛生の悪化など市街地の無制限な連続による弊害が顕著となり、このための対策は無視できないものとなった¹⁴。

1924年にアムステルダムで開催された国際都市計画会議で、市街地の無制限な連続による都市機能低下に対し、市街地の連続を一定程度に制限する方法として、地方計画の決定、衛星都市への人口分散、市街地を緑地で囲繞する環状緑地帯の建設が決議された¹⁵。1930年代に入ると、ロンドン

地方計画の環状緑地帯、パリ外周の環状緑地のほか、ベルリンやモスクワ改造計画の緑地帯など世界の大都市で環状緑地帯の建設が相次いで実施され、国際的に市街地の連続的膨張の抑制は、議論の時代から実践の時代となった¹⁶。

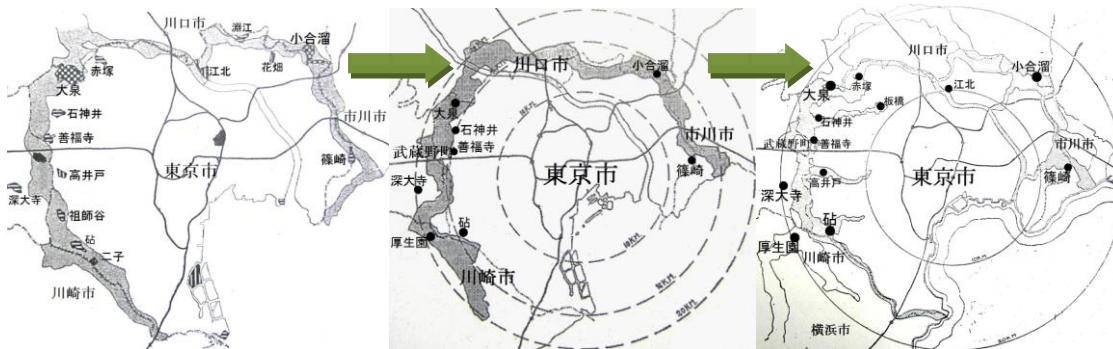
日本では1938年2月に「関東州計画令」が公布され、内地でも地方計画法を法制化し、大都市周辺における工場の新設制限、都市人口を衛星都市に分散するための工業の地方誘導のほか、敷地に対する建築物の床面積を制限する空地地区¹⁷、各国が採用していた環状緑地帯を利用して、市街地の連続的膨張を抑制する動きが強まった。

1937年11月協議会は、景園地計画に特別使命として「市街地の過大化防止、帝都防備」を加えた景園地追加案の審議を開始し、1938年2月には、図1の環状景園地計画案として決定した。環状景園地は、東京市の外周を一巡する幅2km、総面積1万1764haの「景園地」で、この中に大公園計画案の普通公園4ヶ所、運動公園2ヶ所、自然公園2ヶ所を計画した¹⁸。内務省は、「東京緑地計画」の範疇にあった景園地を市街地の外周に連続的に設定することで、新たに市街地の連続的膨張を抑制する手段としたのである。

この点について、真田純子は、「環状景園地は景園地計画の追加案として考案され、景園地と同様に行楽の地として考えられていた。いわゆるグリーンベルトのような都市の拡大防止とは目的が異なると思われる¹⁹」と主張しているが、市街地の連続的膨張を抑制する目的がなければ景園地を「環状」に配置する必要はないことから、環状景園地は明らかに市街地の連続的膨張を抑制するために立案されたものであるといえる。

1938年9月環状景園地は、全国都市問題会議における「東京緑地計画」の報告内で発表された。また環状景園地の発表と同時に、「緑地の実現に関する事項」として、「東京地方公園緑地協会」（法人組織）の設立が提案され、（1）緑地の実現・保存の助成、（2）共用緑地（学校園、団体園）、分区分園の斡旋、（3）苗圃の経営、（4）緑化週間・展覧会・講演会の開催、印刷物の発行、（5）設計の相談などを事業内容とする緑地協会の原型組織が予定された²⁰。このように環状景園地は、一定地域を指定して、公営大公園の造成や直接的に民間共用緑地・分区分園を誘導する方法により実現する計画であった。

図1 環状景園地計画案（1938年：左）環状緑地帯計画原案（1938年：中央）同改定案（1939年：右）



出典 都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（下）』、1938年、132頁、都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（上）』、1938年、198頁、高橋登一「東京環状緑地帯実現に関する試案」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、65頁より作成

都市計画東京地方委員会が環状景園地を発表した全国都市問題会議では、同時に都市計画東京地方委員会が図1の環状緑地帯計画原案（以下「原案」）を発表し、同年10月の協議会で、「東京緑地計画」の一部として採用を決定した²¹。原案は都心から半径16km付近を総延長72kmで一巡する幅2km、総面積1万4355haの「緑地」であった。このうち既存の住宅地・農家聚楽地2046ha、河川敷・道路敷1419haを除いた1万890haの田、畑、山林等を地方計画法または緑地法の制定を待って「全面買収」し、学校園、団体園、市民農園等として貸付、売却、供用することとした²²。このように環状緑地帯は、いったん指定地域をすべて買収したうえで、公営大緑地の造成や間接的に民間緑地として処分する点で、環状景園地と実現方法が異なっていた。同年11月協議会は原案の審議を開始し、1939年2月の幹事会における原案の正式決定と同時に、環状景園地計画を廃止した²³。

この点について田中正大は「1937年に環状緑地帯ではなく、環状景園地としたのは、広大な土地を買収するのは極めて困難だと思われていたからだと思う。1938年10月になって、環状緑地帯を提案したのは、世論が支持してくれる状況になったとの判断があったからではないだろうか²⁴」と主張している。しかし1938年9月の都市計画東京地方委員会による環状緑地帯の説明によれば、「環状緑地帯案の立案に際して、私権の強力な制限を考慮したが、強力な権利制限による農業地域の指定は、各国に未だその実例を見ず、今日地方計画を決定する時代に直面して、農業地域の命題は慎重を要する問題であり、大東京都市を過大連担の弊より防遏するために、一応外周周辺に向かって一定幅員の公共用環状緑地を囲繞させる案を採択した²⁵」と述べており、当初一定地域を指定した土地利用制限を構想したものの、急進的であるため実現性に乏しく、一方で日々進行する市街地の連続的膨張に対処するため、緊急的に全面買収による環状緑地帯の立案を同時に進めたものであることがわかる。そして1939年1月の内務省地方計画法試案の完成²⁶を受け、原案を正式決定したのである。つまり田中が主張するような世論の動きによって環状緑地帯を採用したわけではない。

また真田純子は「環状景園地計画案がすでに存在し、協議会ではすでに計画が決定していたにもかかわらず、環状緑地帯が別に出てきたのは、1937年に日中戦争が始まり、都市計画も防空を目的として掲げなければならない風潮が強まり、「東京緑地計画」の作成過程においても軍部におうかがいを立てなければならない場面があった。それにより当初から行楽を目的として計画された「環状景園地」もその存在意義を問われることとなり、はじめから野外訓練場の目的のあった「環状緑地帯」にとって代わられることになったのであろう²⁷」とし、陸軍の軍事的な要求に対応するため、環状景園地から環状緑地帯に変更せざるを得なくなったと説明している。

しかし1939年3月に内務省計画局が開催した「大東京都市計画・緑地問題座談会」では、陸軍省兵務局長中村明人が「この（緑地 - 括弧内筆者）問題は本省におきましても、防衛司令部その他と協議をし、参謀本部などとも相談を致しまして、いわゆる陸軍案なるものを樹てて御教示を願うという所まで行っておりません」と述べており、同じく東部防衛司令部参謀長西村琢磨が、「将来いかに大砲を増加して見た所でこれを適当に使用できる地域がなければ何もならない。先ず適当なる広場を東京市の中に、あるいは周辺に設けなければならぬ。こういう見地から緑地計画に対しては非常に同意を表す。防空という見地から申せば、某距離間隔を取って鱗状に配置された広場が欲しいのであります」と説明している。この発言に対して元東京市長で貴族院議員の堀切善次郎は、「防空のためには都市を廻った環状線のようなものがいくつもあると宜しいが、一番遠方は中心からどれ位の距離になりますか」と問い、西村は「帝都を幾巻き大砲で取り巻くかによって違います。三巻きにして14~15km位は要る」と回答した。内務省技師北村徳太郎は、この西村の回答に対して「この環状緑地帯が市の中心から14~15km位のところにあります」と説明している²⁸。このように1939年3月時点で陸軍が成案をもっていなかったことは鈴木勇一郎がすでに指摘しているとおりであるが²⁹、明確な計画を持たない陸軍としては、環状緑地帯が防空に有効であるとの認識程度

しか持っておらず、絶対不可欠な施設であることまでは主張していない。むしろ消極的に賛意を示す陸軍よりも、内務省の方が環状緑地帯を積極的に防空や国民体力錬成に利用できることを主張して、環状緑地帯実現の理由付けにしようとする姿勢が窺えるのである。つまり真田が主張する陸軍からの要求によって、内務省が環状景園地から環状緑地帯への変更を余儀なくされたということではなく、内務省が環状景園地の実現可能性を高めるため、積極的に防空目的を理由付けとして強調していく過程で、環状景園地よりも防空利用可能性が主張しやすい環状緑地帯に変更したとするのが妥当である。しかし都市計画東京地方委員会技師太田謙吉がいうように「(環状 - 括弧内筆者) 緑地帯の本来の目的は、無制限に膨張を続ける京浜大都市の発展を調整すること³⁰⁾」であり、防空はその目的を実現するための副次的な理由にすぎず、防空を理由付けとして積極的に利用しながらも、この方針は終戦まで変化するものではなかった。

こうして 1939 年 4 月に開催された協議会第 4 回総会において、表 1 の大公園 (40ヶ所)、公園緑地・共用緑地・遊園地、小公園区計画、図 1 の環状緑地帯改定案 (以下「改定案」) を決定し、内務大臣木戸幸一に対し「東京緑地計画」の暫定成案の報告と実現に必要な法令の制定を上申した³¹⁾。

表 1 東京緑地計画大公園一覧 (1939 年)

区分	公園	面積 (ha)	区分	公園	面積 (ha)
普通公園	大手町	8	運動公園	芝浦	15
	目黒	32		品川	未定
	小石川	16		淀橋	17
	後楽園	28		中野	13
	荒川口	29		野方	29
	羽田	未定		猿江	14
	穴守	28		枝川	70
	池上	18		駒澤	58
	洗足	15		二子	18
	砧	56		羽根木	20
	祖師ヶ谷	60		高井戸	33
	深大寺	58		和田堀	96
	善福寺	47		鷺ノ宮	30
	石神井	62		板橋	66
	練馬	47		江北	38
	赤塚	41		花畑	16
	西新井	18		奥戸	51
淵江	19	鹿骨	24		
篠崎	33	宇喜田	18		
自然公園	大泉	278	合計	40ヶ所	1,681
	小倉溜	162			

出典 東京緑地計画協議会『東京緑地計画協議会決定事項集録』、1939年、88-93頁より作成

II 東京環状緑地帯計画の実現方法

1. 環状緑地帯の全面買収案

本章では、まず公営単独施行による全面的な用地買収の後に環状緑地帯を実現する方針を明らかにする。

1939年3月の「大東京都市計画・緑地問題座談会」の席上、都市計画東京地方委員会事務官高橋登一は、東京市内が市街地で埋め尽くされる前に、市の外周に広い面積の緑地を保存して、市街地の連続的な膨張を防ぎ、市民の保健衛生、休養に役立て、あわせて東京市の防空、防護に役立たせる必要性を説明した³²⁾。

同年4月に決定した改定案の総面積は1万3596haで、このうち既存の住宅地・農家聚楽地2046ha、河川敷3300ha、道路敷561haを除いた7689haの田、畑、山林等を全面買収し、公園、運動場、墓地、練兵場、野外訓練場、農林業試験場、分区園、遊園地、ゴルフ場等の普通緑地や農業、林業、牧畜等の生産緑地として市街地の連続的膨張を抑制することとした³³⁾。この方針はロンドン環状緑地帯が、市街地の膨張を防ぎ、農業地域を永続させるために、市街地と農業地域の間の緩衝地帯として設けられ、郊外公園、自然公園、大緑地、運動場、競技場のほか、都市に近接することを必要とする学校、病院、動物園、植物園、分区園、競馬場、墓地、水道貯水池、大邸宅、別荘を集合させた方法と同じある³⁴⁾。改定案では、東京市の外周に環状形の緑地帯を設置するロンドン型の原案に加え、農耕地、林野等を縫って都心部に向かうベルリン型の放射状緑地帯を計画した。このため、河川敷・道路敷の面積が約2.7倍に増加したが、新たに東京市・東京府に計画していた環状緑地帯を第1次環状緑地帯計画(東京環状緑地帯)、神奈川県・埼玉県に計画していた環状緑地帯を第2次環状緑地帯計画に分離したため、改定案の第1次環状緑地帯計画の買収面積は原案の約

70%に減少した。

この変更について真田純子は、「原案（真田原文は「1938 年案」 - 括弧内筆者）の利用方法は、防空や訓練場であり、そのために環状緑地帯の基本の場所であった「東京市界」から外れても、河川沿いではなく、あえて陸地を選んだという推測ができる。改定案（真田原文は「最終計画」 - 括弧内筆者）では、川沿いに歩行者専用の行楽道路も同時に計画されており、レクリエーションの地としての利用が想定されていたと考えられる。このことから原案と改定案では、異なる利用方法を想定していたことが考察された³⁵」と述べているが、これはすでに説明したとおり、第2次環状緑地帯計画を分離し、新たに多摩川、荒川河川敷を第1次環状緑地帯計画の放射状緑地帯として追加した結果生じた変更である。つまり真田の説明は、東京部分に矮小化したものにすぎず、神奈川、埼玉、千葉県を含めた「大東京」の視点から見た場合、原案と改定案の間に利用方法の変更は認められるものではない。

内務省では、都心部には市区改正事業、帝都復興事業による大小公園があるものの、中間地帯である新市域は密集市街地を形成しているため、公園緑地などの空地に乏しいと認識していた³⁶。このため地方計画法試案を主導した内務省計画局長松村光麿は、外部の大計画に直ちに着手すれば、比較的早く環状緑地帯が実現し、これに市内の学校、病院等を移転誘導すれば、跡地を利用した市内の公園が自然に実現すると主張し、移転誘導先である郊外外周の環状緑地帯を整備することを第一目標とした³⁷。この主張の背景には、東京市の膨張が、郊外町村を急激に市街化して、環状緑地帯付近の地価が「少し前の計画では、1㎡0.75円で買えたが、最近では1㎡1.5円以上になっている。4、5年も経つと、おそらく3倍～4倍の金がいる³⁸」状況となり、環状緑地帯の着手が遅れるほど実現が困難となるという危機感を内務省が抱いていたことがある。

環状緑地帯の目的について、真田純子は「環状緑地帯の区域となった当時の東京市界周辺はまだ、水田や雑木林が広がる地域で、既成市街地からも相当の距離があり、都市の過大化防止に役立つような場所ではなかったことから、環状緑地帯を都市の過大化防止を目的につくられた、と考えるのは少し無理がある³⁹」と説明している。しかし松村の発言からは、明らかに市街地の連続的膨張を抑制することが目的としており、環状緑地帯完成時点における市街地の拡大予測と予算内の全面買収が可能な地域を考慮した結果、環状緑地帯を東京市界に設定したと考えられる。このことから環状緑地帯の目的は、従来から説明されているように市街地の連続的膨張の抑制にあったことは明らかである。真田の説明は、景園地の理念がそのまま環状景園地、環状緑地帯へと引き継がれているとする前提から出発しているものであり、先に述べたとおり、景園地と環状景園地の間には明らかに市街地の連続的膨張の抑制が強化された変化が認められるのである。

内務省の環状緑地帯建設計画では、農林業地の買収は事業開始後5年以内に完成する予定で、買収した土地は、道路・水路を除き元の所有者に対し小作地として優先的に貸し付け、在来農家の失業を防止する。また道路・水路等の施設は、土地買収後5ヶ年（つまり事業開始後10ヶ年間）で完成し、11年目以降の15年間で売却、貸付、供用等の処分を行い、建設事業は25年間で完成する見込みであった。主力事業は用地の全面買収であり、施設は道路・水路の建設、整地事業のみとし、各種緑地施設は緑地の買受人、賃借人が統制法規に従って施行することとした⁴⁰。

表2は原案と改定案の予算計画の比較である。原案の建設事業費（1億2350万円）には、預金部低利資金（年利3.4%、5000万円）、普通公債（年利4.5%、8605万円）が充当される予定であったが、改定案の建設事業費（1億4840万円）には、預金部低利資金（年利3.2%、1億2500万円）がほぼ単独で充当される内容に変更された。これは用地買収のために大量の国債発行を行うと、マネーサプライ増加によるインフレが懸念されることから、大蔵省の起債抑制政策により預金部低利資金に振り替えられ、結果として利子額負担は圧縮された。

次に償還計画について説明する。原案では低利資金、普通起債ともに最初の5ヶ年間に融通を受

け、低利資金は5ヶ年据置ののち、11年目から都市計画特別税収入で25ヶ年均等償還を行い、事業開始から35年間で償還を完了する。また普通起債は10ヶ年据置ののち、16年目から土地売却・貸付代、都市計画特別税収入、一般歳入で15ヶ年均等償還を行い、30年間で償還を完了する二本立ての計画であった。一方改定案では、低利資金を最初の5ヶ年間で融通を受け、5ヶ年据置ののち、11年目から土地売却・貸付代、都市計画特別税収入で25ヶ年均等償還を行い、35年間で償還を完了する計画に一本化し、一般歳入からの繰出を中止した。

さらに償還完了後、内務省は学校園、市民農園、公園、小作地を所有し、毎年の貸地料、小作料収入により環状緑地帯内に残存する聚楽地の買収のほか、各種施設、市内一般緑地の管理、改良をする予定で、原案では7557haの土地から毎年282万円の貸地料、小作料収入を見込んでいたが、改定案では第2次環状緑地帯計画の分離により、市民農園と小作地が減少したため、5214haから179万円の収入予定に減額した。

原案の用地買収単価は1㎡あたり1.2円であったものが、先に触れた内務省の環状緑地帯付近における地価上昇の危機感を反映して、改定案では短期間に1㎡あたり1.8円と1.5倍に増加した。同様に土地売却単価も、原案では1㎡あたり1.8円であったものが、改定案では1㎡あたり2.4円と1.3倍の増加となった⁴¹。

このように原案から改定案への変更があったものの、初期の環状緑地帯計画は、公営単独施行による全面的な用地買収の後に民間緑地を環状緑地帯に誘導し、集中させる方針であったことが確認できる。

表2 原案と改定案の予算計画の比較

科目	環状緑地帯計画原案 (1938年9月)				環状緑地帯計画改訂案 (1939年4月)			
	金額(千円)	備考	金額(千円)	備考				
収入								
低利資金・普通起債	136,050	事業開始6年目より25ヶ年均等償還(低利資金50000千円)、事業開始11年目より15ヶ年均等償還(普通起債86050千円)	125,000	事業開始11年目より25ヶ年均等償還(低利資金)				
都市計画特別税	6,300	都市計画特別税総額 137,650千円	23,400	都市計画特別税総額 108,990千円				
合計	142,350		148,400					
支出								
買収費	10,890.0	132,000	7,689.0	139,800				
工場運動場	528.0	6,400	528.0	9,600				
会社運動場	267.3	3,240	267.3	4,860				
団体園	36.3	440	36.3	660				
百貨店運動場	158.4	1,920	158.4	2,880				
官公署運動場								
(小計)	990.0	12,000	990.0	18,000				
移設敷地 (市内学校、墓地、療養所、試験場、※原案では練兵場を含む)	1,485.0	18,000	1,485.0	27,000				
小学校農園	511.5	6,200	511.5	9,300				
中学校農園	577.5	7,000	577.5	10,500				
中等・師範学校農園・運動場	122.1	1,480	122.1	2,220				
高等専門学校運動場	273.9	3,320	273.9	4,980				
大学運動場								
(小計)	1,485.0	18,000	1,485.0	27,000				
市民農園	1,815.0	22,000	396.0	7,200				
小作地	1,782.0	21,600	1,485.0	27,000				
新設敷地 (公園、動植物園、苗圃、練兵場、飛行場、学生青少年団野外訓練場、農林業試験場、遊園地、ゴルフ場)	2,475.0	30,000	1,419.0	25,800				
道路・水路	858.0	10,400	429.0	7,800				
整地費		6,600		4,700				
事務費		3,750		3,900				
小計		142,350		148,400				
土地売却貸付代		94,000		116,910				
都市計画特別税・一般歳入	102,000	150,350	54,100	85,590				
合計	244,350	合計	244,350	合計	202,500			

出典 都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題(上)』、1938年、202-204頁、高橋登一「東京環状緑地帯実現に関する試案」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、63-66頁より作成

2. 東京府・東京市の公営大緑地建設

次に環状緑地帯の公営大緑地の建設がどのように進められたのか、「大東京」の視点を踏まえて確

認する。

全面買収案により環状緑地帯の買収を一挙に行うことは、国家・地方財政に大きな負担をかけるため、実際の事業は将来環状緑地帯の核心となる公営大緑地整備から漸進的に開始した。

東京府では、「東京緑地計画」の暫定成案が決定した1939年4月に紀元2600年記念事業審議会を設置し、同特別委員会において大緑地造成計画の調査を進めた⁴²。大緑地造成計画は、暫定成案の大公園計画を基礎として、66ha以上の規模のものを東京駅から半径20km圏内外即ち環状緑地帯の指定地域に4kmから8kmの間隔で配置し、さらに都市計画道路、鉄道・軌道に直接または近接させることを条件とした⁴³。

大公園は、保健衛生、休養施設として、一部の青年、学生等の運動には充分であったが、内務省が、空襲時の防空、市民全般の訓練場に利用できると主張するには規模が狭小であった。このため大公園計画を、防空空地としての緑地計画に織り込み、再検討した結果、改めて採用することができる公園を大緑地として指定する方針を採った。こうして防空・訓練目的に沿った修正をした「緑地」が、公園とは別な施設として登場したのである⁴⁴。

同年11月の第2回審議会本会議で、大公園計画の砧、深大寺、大泉、小合溜、篠崎を継承した砧、神代、大泉、水元、篠崎に小金井、舎人を追加した7大緑地の計画案が報告され、1940年1月の第3回審議会本会議で予算2150万円（起債2015万円、国庫補助135万円）とともに決定した⁴⁵。これを受け同年2月、東京府は臨時府会で大泉を除いた6大緑地の計画案を可決し、3月には内閣の都市計画決定認可を受けた⁴⁶。この大公園計画から大緑地計画への変更に対応して、図1の環状緑地帯計画図は、指定地域が西方に大規模に拡大した図3に変更された⁴⁷。

表3は「大東京」における公営大緑地の都市計画決定の経過を示したものである。1940年3月、内務省は第1次大緑地計画として、砧、神代、小金井、舎人、水元、篠崎の大緑地を都市計画事業決定し、東京府知事施行の4ヶ年継続事業（1939年度から1942年度）とした⁴⁸。内務省では、大緑地造成事業を容易にするため、都市計画事業決定と同時に都市計画法改正案を提出して、都市計画緑地境界内における建築物の制限（公用制限）と土地収用（公用徴収）に関する規定を加え法的強制力を付与するとともに、1940年度予算に用地買収費の国庫補助を計上して財政的支援を実現した⁴⁹。

神奈川県でも東京府同様、紀元2600年記念事業であった川崎市の厚生園（75.9ha）計画を大公園計画から大緑地計画への再検討の中で、生田大緑地（165.49ha）に継承し⁵⁰、1941年には、第2次大緑地計画（横浜川崎環状緑地帯）として生田、保土ヶ谷、三ツ池の大緑地を都市計画事業決定した。

1942年1月には、第3次大緑地計画として、東京府の石神井外数箇所の風致地区を含む14ヶ所（穴守、池上、洗足、駒沢、和田堀、野方、上板橋、浮間、西新井、奥戸、宇喜田、高井戸、善福

表3 「大東京」における公営大緑地の都市計画決定の経過

施行区分	都市計画決定	緑地	面積(ha)	事業施行
第1次大緑地	1940年3月	砧	81.00	東京府
		神代	71.00	
		小金井	91.00	
		舎人	101.00	
		水元	169.00	
		篠崎	124.00	
第2次大緑地	1941年3月	生田	165.49	川崎市
	1941年5月	保土ヶ谷	89.26	神奈川県
		三ツ池	100.17	
1941年9月	等々力	57.19	-	
第3次大緑地	1942年1月	穴守	11.90	東京市
		池上	21.15	-
		洗足	13.22	-
		駒沢	46.28	東京市
		和田堀	64.80	-
		野方	15.20	-
		上板橋	59.83	東京市
		浮間	29.75	-
		西新井	10.90	-
		奥戸	32.72	-
		宇喜田	19.83	-
		高井戸	36.36	-
		善福寺	38.01	-
		石神井	57.85	-
1942年3月	調布多摩川	26.45	-	
	和泉多摩川	23.14	-	
第4次大緑地	1943年8月	祖師谷	52.89	-
		井ノ頭	46.94	-
		妙正寺	35.70	-
		赤塚	32.72	-
		東淵江	29.09	-
		荒川口	15.20	-
		椋川	23.14	-

出典 都市計画神奈川県地方委員会『都市計画神奈川県地方委員会議事要録第9号』、1942年、144-145、184-185頁、同『都市計画神奈川県地方委員会議事要録第10号』、1942年、61-62頁、都市計画東京地方委員会『都市計画東京地方委員会議事速記録第16号』、1942年、143-144頁、末松四郎『東京の公園通誌。下』財団法人東京都公園協会、1996年、31-32頁より作成

寺、石神井)の大緑地を都市計画決定し、このうち駒澤、上板橋を東京市長施行の都市計画事業として決定した。その後1943年8月には、第1次、第3次大緑地計画で決定できなかったものについて、第4次大緑地計画として7ヶ所(祖師谷、井ノ頭、妙正寺、赤塚、東淵江、荒川口、枝川)を都市計画決定した⁵¹。

以上のとおり、「大東京」の公営大緑地として30ヶ所以上が都市計画決定されたが、資金・資材・労力の制約から終戦までに都市計画事業決定に至ったものは数ヶ所にとどまった。

3. 民間緑地誘導案への転換

次に環状緑地帯の実現方法が公営単独から民間緑地の誘導と集中に転換した理由を明らかにする。

環状緑地帯の実現方法は、全面買収が初期の方針であったことは先に述べたとおりであるが、市街地の連続的膨張は急速に進行しており、「京浜大都市の急速な大発展 - 混乱 - を整頓するために、地方計画法の制定を鶴首して待つというような、そんな呑気なことは今の場合いっては居られぬ⁵²」状況であった。そこで内務省では、地方計画法制定まで用地の全面買収を待つのでなく、環状緑地帯に直接企業・団体の民間緑地を誘導し、集中させる環状景園地と同様の実現方法を再度模索した。1940年春には、環状緑地帯の実現は公営大緑地の造成にのみ依存するのではなく、銀行、会社、私立学校等の団体園、運動場、農園、遊園地等を環状緑地帯内に直接誘導する方針に転換した⁵³。

しかし公営単独から民間緑地の誘導と集中に転換するにあたり、解決しなければならない問題が2つあった。一方は民間緑地誘導のための連絡指導機関として、法人組織の緑地協会の設立が協議会で採択されたものの、民間の熱心な協力者が推進しない限り、緑地協会の実現は困難であった。このため内務省では、1940年秋までに民間を中心とする発起人の成立を急いだ⁵⁴。

もう一方は、仮に緑地協会が設立されても、環状緑地帯に一定地域を指定した土地利用制限を行うためには、根拠となる強力な理由付けが必要であった。そこで地方計画法に代わり、環状緑地帯実現のための緊急的な運用方法として注目されたのが、農林省の臨時農地等管理令(1941年2月公布)による土地利用制限であった⁵⁵。これにより環状緑地帯に土地利用制限ができなくても、個々の農地の売買制限を行うことで、事実上緑地以外に転用することを禁止できるようになった。

このように地方計画法の法制化が進捗しない状況で、環状緑地帯の実現方法は、全面買収による公営単独施行から臨時農地等管理令を利用した個別の農地売買制限と緑地協会による民間緑地の直接的な誘導と集中による方法に転換せざるを得なくなったのである。

III 大東京緑地協会の誕生

1. 国土計画と「大東京」環状緑地帯への展開

本章では、まず緑地協会が東京緑地協会ではなく、「大東京」緑地協会でなければならなかった理由を環状緑地帯における公営大緑地の立地から明らかにする。

国土計画は1940年の春以来、企画院を中心に研究立案されていたが、1940年7月に成立した第2次近衛内閣の基本国策大綱で「綜合国力発展を目標とする国土開発計画の確立」が取り上げられ、同年9月の閣議で「国土計画設定要綱」を決定した。国土計画では計画地域を内地、外地の二地域に分け、さらに内地を地方別に9つに区分して、規制地域、農業地域、開発地域の3つの地域制を定め、(1)工業立地計画、(2)農業立地計画、(3)交通計画、(4)水利計画、(5)人口配分計画等の総合計画を樹立することとした⁵⁶。

しかし「大東京」地方計画として、東京市の周囲に環状緑地帯や農業地域を保存する方針を立てても、神奈川、埼玉、千葉県としては、東京市に隣接する地域は工業立地上最も有利な地域であることから、これを工業地帯として発展させることを主張するため、工業統制、市街地統制は容易に実現できるものではなかった⁵⁷。このため都市計画東京地方委員会事務官高橋登一は、東京の都市

問題は、東京市だけでなく、経済的・社会的に東京市と不可分の関係にある地域を含む「大東京」の観点に立たなければ解決は困難であるとし、この根本的解決方法として、横浜市、川崎市、川口市、市川市等、東京市と連担する市街地区域、即ち「大東京」の区域を将来「東京都」として包括し、名実共に統一的な土地利用制限と施設計画を構想した⁵⁸。

この東京都制構想を背景に、1941年6月、内務省は、東京、神奈川、埼玉、千葉の四府県の都市計画連絡協議会を設置し、緑地協会でも1941年11月の理事会で、神奈川県緑地協会支部設置要請と横浜川崎環状緑地帯への民間緑地の誘導と集中の方針を受け⁵⁹、支部設置を寄付行為に追加し、名称のとおり「大東京」を事業対象とする組織へと展開していった⁶⁰。このように市街地の連続的膨張を抑制し、農業地帯を永続するための緩衝地帯となる環状緑地帯に民間緑地の誘導と集中を行う緑地協会の事業は、防空、食糧自給、人口分散を目標とした国土計画、とりわけ「大東京」地方計画の具体化作業であった⁶¹。

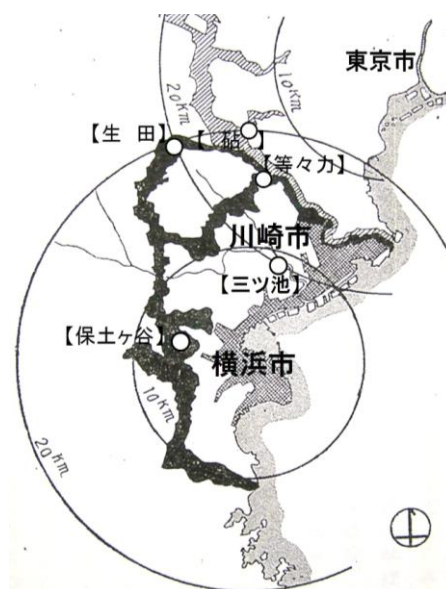
次に東京府の東京環状緑地帯と神奈川県の横浜川崎環状緑地帯の関係から、「大東京」環状緑地帯への展開を確認する。

1940年8月、神奈川県は、東部防衛司令部から東京、横浜、川崎市を一丸とする防空施設の決定を通過され、図2の横浜川崎環状緑地帯計画を発表した⁶²。都市計画神奈川地方委員会で緑地行政を担当していた太田謙吉は、「神奈川県は地方計画の見地から、「大東京」の外周経済圏域であり、東京の緑地計画をやっているという信条の下に計画を立てていた⁶³」と述べており、東京環状緑地帯に順応する横浜川崎環状緑地帯は、地方計画の見地から建設が要求されていたことが確認できる。

表3で示したとおり、神奈川県では1941年3月に生田大緑地、5月に保土ヶ谷・三ツ池大緑地、9月に等々力大緑地が都市計画決定され、等々力大緑地を除き都市計画事業決定を受けた。

東京環状緑地帯が東京駅からの同心円距離を基準に大緑地の配置を計画したことに加え、横浜川崎環状緑地帯では、横浜関内からの同心円距離を大緑地の設置基準に加えている。特に生田大緑地は横浜関内から20kmの同心円と神代・三ツ池大緑地が立地する東京駅から20kmの同心円との交点に計画され、陸軍省、内務省と十分な協議を経て設置された⁶⁴。また東京府の砦大緑地、川崎市の等々力大緑地も、東京駅から15kmの同心円上にあり、同時に砦大緑地は生田大緑地と同じ横浜関内から20kmの同心円上にあるなど東京、横浜、川崎の3市で防空拠点となる大緑地を有機的に共用する計画であったことがわかる。

図2 横浜川崎環状緑地帯



出典 神奈川県都市計画課『防空大緑地の話』1940年、19頁より作成

2. 企業・団体の設立参加理由

次に企業・団体が緑地協会に参加した理由を、企業・団体に対する利益配当統制の点から検討する。

1939年4月、国家総動員法第11条に基づく「会社利益配当及資金融通令」により、資本金20万円以上の会社の利益配当上限が10%に制限され、社外流出を阻止された法人利益は、企業の減価償却や内部留保に誘導された。利益配当統制は、1940年10月の「会社経理統制令」によりさらに強

化され、資本金 20 万円以上の会社の利益配当率が自己資本の 8 %以上になる場合は、大蔵大臣の許可を受けるものとされ、大規模法人の利益配当処分は厳格な統制下に置かれた⁶⁵。

また日中戦争以降、収入が増加した青少年職員・工員が、余暇を不健全な娯楽に消費する傾向が大きな社会問題となった。このため運動場を設置し、青少年が健全に体育、運動、遊戯等に親しめるように誘導することが求められ、各企業では利益配当統制による内部留保を職員・工員のための運動場、農園などに投資する計画が立てられた⁶⁶。

しかし緑地の造成は道路事業等と異なり、地権者は所有地の大半を買収されることが多いため、買収に対する抵抗が強かった。特に民間緑地の用地買収には、都市計画法による強制力を伴わないため、地権者の中に数人の反対者がいるだけで工事の進捗が妨げられ、解決のために多額の経費の支出を余儀なくされた。また食糧増産を進める農林省が、農地の潰れを防止する方針を取ったため、1941 年 2 月以降は企業・団体が単独で緑地造成のために臨時農地等管理令の許可を得ることは困難となった⁶⁷。

このため日本製鉄の渋沢正雄は、環状緑地帯に企業・団体の運動場、農園、保養所、研究所などを連続的に保有させるために、内務省や東京府・東京市が用地買収を斡旋し、用地取得後の管理保存に協力すれば、各企業は必ず緑地造成に賛同すると主張し、渋沢を中心に民間緑地の造成を指導統制する協力団体（＝緑地協会）の設立が進められることになった⁶⁸。

以上のとおり、会社経理統制令による大規模法人の利益配当統制を背景に、内部留保消化策として運動場・農園等の建設計画が立てられたが、企業・団体が単独で緑地造成を行うためには都市計画法による強制力がないことや臨時農地等管理令の許可制限等の問題があった。このため内務省にこれらの問題を解決することが求められ、新たに緑地協会の設立が推進されたのである。

3. 大東京緑地協会の設立

次に表 4 に示した緑地協会の設立交渉の経過を『阪谷芳郎文書』⁶⁹から確認する。

1940 年 6 月 8 日、渋沢正雄は元東京市長の阪谷芳郎⁷⁰を訪ね、阪谷を緑地協会の会長、元古河電気工業社長の中島久萬吉⁷¹を副会長とする希望を伝えたが、77 歳の高齢であった阪谷はいったん返事を保留した。同月 30 日、渋沢は再び阪谷を訪ね、阪谷を名誉会長、他に副会長を 2・3 名置き、実務については理事長を置く人事案を打診し、阪谷は適当な協力者が得られることを条件に就任を内諾した。

同年 7 月 22 日、阪谷は元東京市助役で東京市政調査会専務理事の田中廣太郎⁷²と会談したが、田中から中島の副会長就任に難色を示され、同月 28 日、阪谷は再び渋沢と会談し、(1) 中島の副会長就任に尚早と主張する意見があること、(2) 元東京市電気局長の平山 泰⁷³を理事長とすること、(3) 当分の間、東京市政調査会を利用することを提案した。元東京市長の阪谷は、同じく元東京市の田中とともに東京市出身の平山を起用して人事を掌握しようとしたと見られ

表 4 緑地協会の設立交渉経過

年月日	事項
1940 年 6 月 8 日	緑地協会設立の件打診
1940 年 6 月 30 日	緑地協会設立の件再打診
1940 年 7 月 22 日	阪谷・田中会談
1940 年 7 月 28 日	阪谷内諾条件の提示
1940 年 8 月	緑地協会設立参加者の諒解
1940 年 9 月 16 日	緑地協会創立相談会(東京倶楽部)
1940 年 10 月 14 日	帝都の緑地造成に関する懇談会招待状発送
1940 年 10 月 19 日	第 1 回帝都緑地造成懇談会(内務大臣官邸)
1940 年 10 月 25 日	第 1 回小委員会(丸ノ内工業倶楽部)
1940 年 11 月 16 日	修正小委員会(丸ノ内工業倶楽部)
1940 年 11 月 22 日	第 2 回小委員会(丸ノ内工業倶楽部)
1940 年 12 月 6 日	第 2 回帝都緑地造成懇談会(内務大臣官邸)
1940 年 12 月 21 日	第 1 回実行委員会(丸ノ内工業倶楽部)
1941 年 2 月 25 日	第 2 回実行委員会・創立総会(丸ノ内職業会館)
1941 年 3 月 24 日	阪谷・渋沢人事案会談
1941 年 4 月 15 日	法人設立書類調印
1941 年 5 月 5 日	設立許可申請書提出
1941 年 5 月 14 日	内務大臣緑地協会設立許可(緑地協会誕生)
1941 年 5 月 19 日	暫定(第 1 回)理事会(丸ノ内工業倶楽部)
1941 年 7 月 25 日	評議員会(理事・監事選挙)
1941 年 7 月 28 日	参事会(事業計画、囑託員制度)
1941 年 8 月 11 日	囑託事務打合せ
1941 年 8 月 13 日	農林省農政局援助要請
1941 年 9 月 5 日	参事囑託特別委員会開催(庶務、土地買収)
1941 年 9 月 24 日	特別委員会(技術)
1941 年 10 月 10 日	評議員会(理事追加、常務理事交代)
1941 年 11 月 7 日	内務省・農林省事務打合せ
1941 年 11 月 11 日	土地不動産会社・信託会社不動産部懇談会
1941 年 11 月 28 日	理事会(会長補欠選挙、寄付行為変更)
1941 年 12 月 5 日	区町村長召集打合せ
1941 年 12 月 8 日	太平洋戦争開戦

出典 国立国会図書館憲政資料室蔵 阪谷芳郎「防空都市計画日記」(『阪谷芳郎文書』R58、文献番号 745)、同「家庭日記」(阪谷芳郎文書R56、文献番号 731)、高橋登一「財団法人大東京緑地協会の誕生を見るまで」『公園緑地』5 巻 4 号、1941 年、38-50 頁、田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5 巻 11 号、1941 年、7-13 頁より作成

る。

阪谷との役員人事案をめぐる対立があったものの、1940年8月までに渋沢は阪谷、五島慶太、篠原三千郎（東横電鉄）、石坂泰三（第一生命相互）、渋沢秀雄（東宝映画）ら財界有力者を説得して、緑地協会の設立に参加する諒解を得た。同年9月16日、渋沢主催で緑地協会創立相談会を開催し、阪谷、五島、篠原、石坂、渋沢秀雄、高橋登一、太田謙吉、平山 泰、井下 清（東京市）ら10数名が参加した。この相談会では、緑地協会の趣意書と規則について協議を行い、中島久萬吉については時機を見て副会長に推薦することとした⁷⁴。

1940年10月14日、内務次官狭間茂と東部防衛司令部参謀長諫山春樹の連名で、財界有力者に帝都緑地造成懇談会の招待状を発送した。同月19日、内務大臣官邸で第1回帝都緑地造成懇談会⁷⁵が開催され、法人組織の緑地協会を結成し、関係官公署からの助成金を受け、環状緑地帯の完成に邁進することとなった⁷⁶。第1回懇談会では、阪谷芳郎が座長に推薦された後、五島慶太から小委員会を組織して具体的な問題を検討することが提案され、12名の帝都緑地造成問題小委員会委員⁷⁷が指名された。同月25日、中島久萬吉を座長とする小委員会の初会合が行われ、都市計画東京地方委員会が作成した財団法人組織による緑地協会の設立趣意書、設立要綱案⁷⁸、歳入歳出予算案を検討したが、意見が一致しなかったため、同年11月16日の修正小委員会で中島、渋沢正雄、内務省計画局長藤岡長敏が修正案を協議した。同月22日、第2回小委員会に修正案を付議し、緑地協会の設立具体案がまとまった。同年12月6日、再び第1回懇談会出席者を内務大臣官邸に招集し、第2回帝都緑地造成懇談会を開催した。小委員長中島の報告を全会一致で可決した後、石坂泰三から実行委員を組織して設立作業を進めることが提案され、20名の設立実行委員⁷⁹が指名された⁸⁰。

12月21日、中島を座長とする第1回実行委員会を開催し、協会の設立手続、寄付金募集方法について協議を行った。翌1941年2月25日には第2回実行委員会を開催して、緑地協会寄付行為を決定し、総額50万円の寄付金募集と各社割当額を決定した。同日、第2回実行委員会に引き続き丸ノ内糖業会館で創立総会を開催し、実行委員長中島から実行委員会の検討結果が報告され、これを全会一致で可決した。創立総会では、寄付行為による理事の就任までの間、表5のとおり13名の暫定理事⁸¹が指名された。同年5月5日、協会設立基金5万円の入金を確認されたので、実行委員代表中島外25名が財団法人設立許可申請書を内務大臣平沼騏一郎に提出し、同月14日付けで設立の認可を受け、都市計画東京地方委員会の外郭団体として緑地協会が誕生した。同月19日には第1回理事会を招集し、

表5 緑地協会理事の変遷

	1941年5月 暫定理事会	1941年7月 評議員会	1941年11月 理事会	1942年2月 理事会
会 長	阪谷 芳郎 (元東京市長)	阪谷 芳郎 (元東京市長)	中島 久萬吉 (元古河電気工業社長)	中島 久萬吉 (元古河電気工業社長)
副 会 長	中島 久萬吉 (元古河電気工業社長)	中島 久萬吉 (元古河電気工業社長)	—	—
副 会 長	萱場 軍蔵 (内務次官)	萱場 軍蔵 (内務次官)	湯澤 三千男 (内務次官)	山崎 巖 (内務次官)
常 務 理 事	平山 泰【内定】 (元東京市電気局長)	平山 泰 (元東京市電気局長)	荻野 元太郎 (元古河電気工業専務)	荻野 元太郎 (元古河電気工業専務)
理 事	諫山 春樹 (東部軍参謀長)	北島 卓美 (東部軍参謀長)	北島 卓美 (東部軍参謀長)	北島 卓美 (東部軍参謀長)
理 事	川西 實三 (東京府知事)	川西 實三 (東京府知事)	川西 實三 (東京府知事)	松村 光應 (東京府知事)
理 事	大久保 留次郎 (東京市長)	大久保 留次郎 (東京市長)	大久保 留次郎 (東京市長)	大久保 留次郎 (東京市長)
理 事	藤岡 長敏 (内務省計画局長)	藤岡 長敏 (内務省計画局長)	藤岡 長敏 (内務省防空局長)	上田 誠一 (内務省防空局長)
理 事	—	—	新居 善太郎 (内務省国土局長)	新居 善太郎 (内務省国土局長)
理 事	—	重成 格 (内務省国土局計画課長)	重成 格 (内務省国土局計画課長)	川上 和吉 (内務省国土局計画課長)
理 事	石坂 泰三 (第一生命相互)	石坂 泰三 (第一生命相互)	石坂 泰三 (第一生命相互)	石坂 泰三 (第一生命相互)
理 事	金子 堅次郎 (三井)	金子 堅次郎 (三井)	金子 堅次郎 (三井)	金子 堅次郎 (三井)
理 事	永原 伸雄 (三菱)	永原 伸雄 (三菱)	永原 伸雄 (三菱)	永原 伸雄 (三菱)
理 事	五島 慶太 (東横電鉄)	五島 慶太 (東横電鉄)	五島 慶太 (東横電鉄)	五島 慶太 (東横電鉄)
理 事	渋沢 正雄 (日本製鉄)	渋沢 正雄 (日本製鉄)	渋沢 正雄 (日本製鉄)	渋沢 正雄 (日本製鉄)
理 事	—	—	平山 泰 (帝都高速度交通営団監事)	平山 泰 (帝都高速度交通営団監事)
監 事	—	西廣 忠雄 (内務省防空局企画課長)	西廣 忠雄 (内務省防空局企画課長)	西廣 忠雄 (内務省防空局企画課長)
監 事	—	尾上 登太郎 (第一銀行)	尾上 登太郎 (第一銀行)	尾上 登太郎 (第一銀行)
常 務 参 事	—	—	高橋 登一 (内務省都市計画東京地方委員会事務官)	高橋 登一 (内務省都市計画東京地方委員会事務官)

出典 阪谷芳郎「防空都市計画日記」(阪谷芳郎文書R58、文献番号745 国立憲政資料室所蔵)、大東京緑地協会『大東京緑地協会概要』1941年、10-11、16-23頁、高橋登一「財団法人大東京緑地協会の誕生を見るまで」『公園緑地』5巻4号、1941年、49-50頁より作成

(注) 1941年7月の重成 格、西廣忠雄の職名は、1941年9月の内務省計画局、土木局の国土局、防空局改組後の職名である。

会長に阪谷、副会長に中島、内務次官萱場軍蔵が就任、常務理事に平山 泰が内定した。7月25日の評議員会では、理事、監事の正式選挙を行い、常務理事、参与、参事、嘱託が正式決定され、緑地協会技師に田中帷微が採用された⁸²。

IV 大東京緑地協会の事業展開

1. 大東京緑地協会の組織体制

本章では、まず設立当初における緑地協会の組織体制と農林省等との調整過程を明らかにする。

緑地協会の寄付行為に定められた事業内容は、(1) 緑地の保存・造成に関する世論を喚起して、民間緑地の誘導と集中の普及を図るほか、(2) 緑地の造成及び経営の斡旋・指導、(3) 緑地造成の受託事業として、10ヶ年で環状緑地帯の土地を順次買収、緑地協会参加団体の希望用途に応じて配分し、整地・植栽工事の代行、維持管理を行うことであった。

財政面では、5年間で50万円の寄付金を受け、設立時の寄付金5万円を基金として積み立て、残り45万円を10ヶ年の事務費とするほか、毎年度東京府・東京市から合わせて5000円の補助金給付を受けた。また受託事業は特別会計とし、用地買収費手数料、測量費、設計監督料を委託事業者から徴収した。初年度1941年度の予算は、表6のとおり普通会計合計5万4000円、特別会計合計2万円で編成された⁸³。

表6 緑地協会の1941年度歳入歳出予算

(1) 普通会計			
歳入		歳出	
寄付金	45,000	事務費	31,500
基金収入	1,750	事業費(宣伝・普及費、調査費)	17,500
補助金(東京府・東京市)	5,000	予備費	2,000
雑収入	2,250	創立諸費	3,000
合計	54,000	合計	54,000
(2) 特別会計			
歳入		歳出	
受託事業収入	20,000	受託事業費	2,000
		工事費	18,000
合計	20,000	合計	20,000

出典 大東京緑地協会『大東京緑地協会概要』1941年、12-14頁より作成

1941年7月28日、緑地協会は参事会を開催し、(1) 環状緑地帯の用地買収を容易にする方策として、環状緑地帯に国土計画法または地方計画法等の法的根拠を持たせること、(2) 緑地協会の宣伝方法として、ラジオ放送、会社・工場・学校における座談会、外交員派遣、緑地展覧会を行うほか、内務省公園緑地協会の『公園緑地』を機関雑誌として利用することを決議したが、(3) 緑地協会が苗圃・模範緑地を経営するため、土地を取得することについては一時保留した。また緑地協会の組織機構確立にあたり、緑地協会の職員数では事業執行に手不足であるため、嘱託員制度⁸⁴を設け、同年8月11日の嘱託事務打合会で各嘱託員の分担を決定した⁸⁵。

同年9月5日には、庶務・土地買収担当の参事嘱託特別委員会を開催し、緑地協会処務規程を決定して庶務係、会計係、技術係を設置したほか、東京市地理課の土地買収に関する内規と信託会社不動産部の実例を参考にして、緑地協会の土地買収規程を決定した。続いて同月24日には、技術担当の参事嘱託特別委員会を開催し、東京市公園課の作成した緑地協会受託事業設計、施工監督経費の概算見積原案をもとに、受託事業の技術的内規を決定した。またこの特別委員会では、今後の緑地協会の事業経営方針が協議され、(1) 土地不動産会社・信託会社不動産部との連絡を直ちに実施すること、(2) 環状緑地帯関係区市町村長集會を開催すること、(3) 東京市内の中等学校以上に環状緑地帯の造成に協力を要請することを決定した。さらに(4) 河川敷使用権の獲得、荒蕪地の長期借地のほか、7月の参事会で一時保留していた緑地協会の土地取得について、経費の目算がつき次第着手することとし、東京市公園課長井下 清が苗圃・養樹園の経営方法を提案するなど緑地協会直営事業のための準備を開始した。

同年11月7日、都市計画東京地方委員会は、環状緑地帯の臨時農地等管理令に関する内務省・農林省事務打合會を開催し、緑地協会が環状緑地帯の用地取得を代行するために必要となる臨時農地等管理令の許可を交渉したほか、大蔵省に対し、民間緑地造成資金の臨時資金調整法による制限解

除を求めた⁸⁶。環状緑地帯は市街地の連続を防止するだけでなく、食糧自給のための農業地域の保存に対しても有効であったため、農林省農政局や東京府農林課は緑地協会の斡旋による臨時農地等管理令の緩和を容認したのである⁸⁷。

同月 11 日には、9 月 24 日の特別委員会で決定した土地不動産会社・信託会社不動産部との懇談会⁸⁸を開催し、不動産会社が保有する大面積売地の紹介、用地買収の斡旋協力、土地価格協定について協議した。さらに同年 12 月 15 日には、東京市西郊の環状緑地帯関係区町村長を集めた区町村長召集打合せ⁸⁹を開催して用地買収の斡旋を依頼した⁹⁰。このように 1941 年末までに、緑地協会の組織体制整備と農林省等関係機関との間で調整を完了した。

2. 大東京緑地協会の受託事業

次に民間緑地の誘導と集中を具体化する初期の受託事業の展開状況を明らかにする。

緑地協会には設立以前から運動場、訓練場、農園の斡旋・造成の申込みがあったが⁹¹、斡旋内容は運動場、訓練場が最も多く、次いで農園、菜園、研究所であった⁹²。すでに述べたとおり、高額の収入を得た青少年職員・工員に健全な運動・遊戯施設を提供するため、緑地協会の受託事業は青少年層を雇用する銀行・会社の緑地造成を優先した。また特定人の専用物となることを防ぐため、なるべく利用者が多く、資本系列による施設の共同設置や異なる団体でも同一意図を持つ場合は、共同または隣地に設置して利用効果を高め、資金投資、農地の潰地、労力消費の点で効率性を追求した⁹³。

表 7 は緑地協会の受託取扱内容を示したものである。受託取扱の手順は、まず受託事業申込書の要求事項について委託者と折衝を行い、候補地の選定、現地調査を実施する。候補地付近の関係調査では、候補地の都市計画、水利権、防空計画を調査し、土地所有者の地積調書を作成した。調査完了後、候補地について委託者・関係官公署と折衝を行い、候補地の確定後は、関係区町村長との折衝、土地所有者集合のための事前関係官連絡打合せ、土地所有者への買収説明・立入了解、立会測量、小作人関係調査、用地付近売買事例調査、建物・工作物調査などを行った。

表 7 緑地協会の受託取扱内容

手順	受託事業	取扱内容
1	受託事業申込書の要求事項について折衝	
2	候補地の選定、現地調査	
3	候補地付近の関係調査	都市計画調査、水利権調査、防空調査、土地所有者地積調書作成、現地利用調査 など
4	申込者と候補地について折衝	
5	関係官公署と候補地について折衝	
6	候補地確定後の手続き	関係区町村長折衝、土地所有者集合のための事前関係官連絡打合せ、土地所有者集合・緑地買収説明・立入了解、土地所有者立会測量、小作人関係調査、用地付近売買事例調査、建物・工作物調査 など
7	用地買収	土地工作物価格評定原案作成、土地工作物所有者各箇折衝、官公有地私下折衝、土地工作物買収契約書 など
8	用地買収に関する届出	臨時農地等管理令・臨時農地価格統制令・宅地建物価格統制令・臨時資金調整法・会社経理統制令関係折衝、移転物件資材配給、土地売買登記手続、売渡金額支払 など
9	設計、施工	施設実施設計、給排水設計、水道・下水・電燈・瓦斯・道路関係官公署との折衝、菜園の種子・肥料配給のほか施工請負契約、工事監督、竣工検査、工事金額支払 など

出典 田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6 巻 11 号、1942 年、6-8 頁より作成

用地買収では、環状緑地帯の予定地が 1 m²あたり 6 円程度にまで増価していたため、投資目的などで所有権が転々と異動しており、地権者の 3 分の 2 が地元以外の者で構成されるところもあるなど、権利関係は非常に複雑であった。このため緑地協会が、土地工作物価格評定原案の作成、土地工作物所有者との各箇折衝、買収契約書の交付、官公有地私下折衝のほか、用地買収に関連した臨時農地等管理令・臨時農地価格統制令、宅地建物価格統制令、臨時資金調整法、会社経理統制令関係の折衝や移転物件のための資材配給、土地売買登記手続、売渡金額支払などの届出を取り扱った。さらに施設実施設計、給排水設計、水道・下水・電燈・瓦斯・道路関係官公署との折衝、菜園の種子・肥料配給のほか施工請負契約、工事監督、竣工検査、工事金額支払まで手掛けるなど、候補地の選定、用地買収斡旋、測量にとどまらず、設計、工事施工、維持管理まで一連の手続きをすべて

受託した⁹⁴。この緑地協会の受託事務を担当した職員・嘱託員は、内務省、東京府、東京市の職員で構成され、事実上、緑地協会は民間緑地担当の官公合同組織としての役割を果たした。

創立から7ヶ月後の1941年12月時点における緑地協会の受託事業は14ヶ所(165ha)で、このうち候補地選定を委託者(企業・団体)と交渉中のものが2ヶ所、候補地選定が完了したものが7ヶ所、用地買収の準備・着手中のものが5ヶ所であった⁹⁵。1942年12月には、事業に着手しているものが10ヶ所(社団法人日本放送協会、大日本麦酒、三菱、同盟通信社、朝日新聞、台湾銀行、千代田生命、第一生命、大倉土木、東京光学の82.5ha)、この内用地買収を完了し、整地工事中のものが5ヶ所(52.8ha)となり、このほかに受託事業候補として調査交渉中のものが10ヶ所(東京急行、安田保善、明治生命、三越、東洋拓殖、日本放送電、東宝映画、三輪田高女、共立女子職業学校、日本製鉄の148.5ha)であった⁹⁶。さらにその半年後の1943年6月には、用地の斡旋をした運動場、訓練場、農菜園は約100haにまで及んだ⁹⁷。

表8は緑地協会の受託事業の実績を示したものである⁹⁸。受託事業の内容を詳しく見てみると、多くの事例が杉並区周辺に集中していることがわかる。これは環状緑地帯が実現可能な事業であることを示すため、モデル地区を選んで事業施工をしたためと見られる。

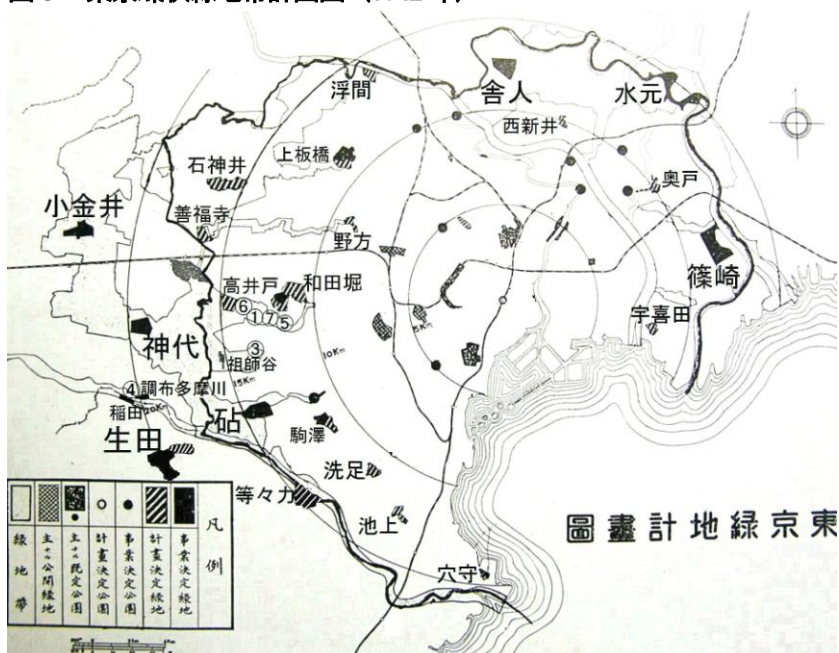
用地買収候補地を決定するにあたり、施設、条件が良好であっても、都心から1時間以上を要する場所では、利用価値がほとんどないとされていたため⁹⁹、都心から1時間以内の地域に、既設厚生・保養施設の空白を埋める形で民間緑地の誘導と集中を行えば比較的容易に環状緑地帯が完成できることから、すでに企業の厚生・保養施設が集中していた杉並区、世田谷区、調布町が

表8 緑地協会の受託事業実績

事業進捗状況	番号	設置主体	用地買収開始時期	設置場所
事業着手	①	日本放送協会	1942年6月	杉並区上高井戸
	②	大日本麦酒		
	③	三菱養和会	1942年10月	世田谷区船橋
	④	同盟育成会	1942年6月	北多摩郡調布町上布田
	⑤	朝日新聞	1943年7月	杉並区下高井戸
	⑥	台湾銀行	1942年12月	杉並区上高井戸
	⑦	千代田生命保険	1943年6月	杉並区上高井戸
	⑧	第一生命		
	⑨	大倉土木		
	⑩	東京光学		
調査交渉中	-	東京急行・安田保善・明治生命・三越・東洋拓殖・日本放送電・東宝映画・三輪田高女・共立女子職業学校・日本製鉄(10社)		

出典 東京法務局府中支局、杉並出張所、世田谷出張所『旧土地台帳』、同『閉鎖登記簿謄本』、田中帷做「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、9頁より作成

図3 東京環状緑地帯計画図(1942年)



出典 「東京緑地計画図」『公園緑地』6巻2号、1942年、口絵より作成

対象地区として選定された。特に帝都電鉄(現在の京王井の頭線)と神田川に挟まれた杉並区には、

日産厚生園、帝国生命久我山運動場、王子製紙運動場、明治生命運動場、三井浜田山綜合運動場などが集中¹⁰⁰しており、緑地協会では1942年1月に都市計画決定された公営大緑地の高井戸緑地（杉並区上高井戸・久我山、36.36ha）の東側に、図3のとおり環状緑地帯を連繋する形で表8の①から⑦の民間緑地を誘導していった。

3. 同盟育成会・三菱養和会の民間緑地事例

次に同盟通信社の財団法人同盟育成会、三菱財閥の三菱養和会の民間緑地を事例に、緑地協会の受託事業を検証する。

(1) 同盟育成会の事例

1942年3月、内務省は第3次大緑地計画として、同年1月の14ヶ所の都市計画決定に続き、調布多摩川緑地（26.45ha）、和泉多摩川緑地（23.14ha）を都市計画決定した。調布多摩川緑地と2.5km東方の和泉多摩川緑地は、多摩川沿岸の砂利採取跡地や河川敷を放射状緑地帯の一部として指定したもので、1941年8月に調布多摩川緑地の対岸に都市計画決定された川崎市の稲田公園（川崎市菅、4.28ha）とともに神代大緑地と生田大緑地を結ぶ中間点に配置された¹⁰¹。

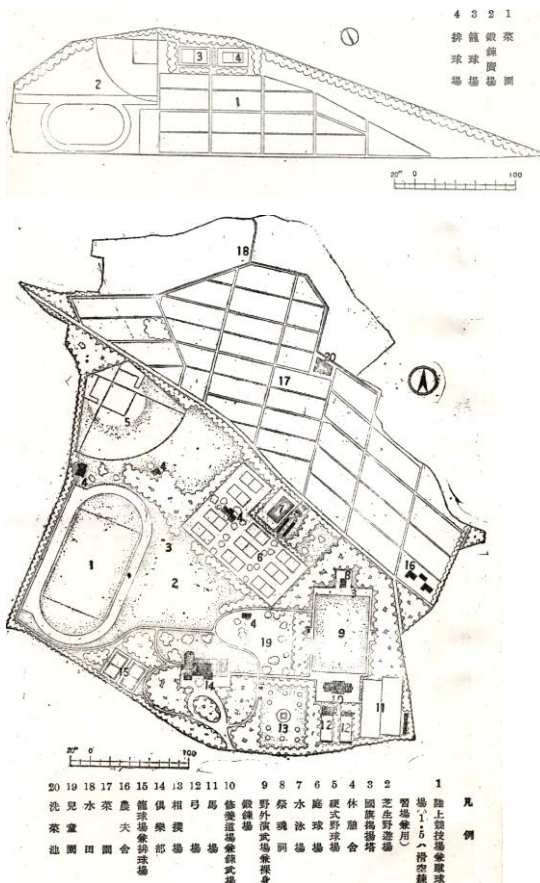
同盟育成会の事例（北多摩郡調布町上布田、民有地約4.45ha）は、既設の京王閣に隣接して、調布多摩川緑地、次章の緑地協会直営緑地とはほぼ同時に計画された放射状緑地帯を連繋する民間緑地であった。1942年6月には緑地協会の斡旋により用地買収を開始し¹⁰²、図4上図のとおり、河川敷の比較的良質な土壌のある部分を整地して農園経営を行い、次いで社員鍛錬、養成講習生の訓練場として、鍛錬広場（陸上競技場、軟式野球場）、演習場を施工し、1944年8月までに完成させた¹⁰³。

(2) 三菱養和会の事例

三菱養和会は1942年10月に三菱系列数十社合同の錬成道場建設を計画し、緑地協会の斡旋により世田谷区船橋で18.15haの用地買収を開始した¹⁰⁴。この土地は幅25mの環状8号線予定線に接しており、近隣にはすでに富国徴兵生命の運動場などが立地していた。施設設計は図4下図のとおり、陸上競技場（蹴球場・グライダー滑空練習場兼用）、芝生野遊場、休憩舎、硬式野球場、庭球場、水泳場、野外演武場、修養道場（練武場兼用）、馬場、弓場、相撲場、倶楽部、籠球場、排球場のほか、外郭に6.6haの菜園、水田、児童園、洗菜池・養魚池を設けた¹⁰⁵。

1943年3月、三菱養和会は運動場の施設工事を三菱地所に委託し、18.15haのうち8.25haで錬成道場の工事を開始した¹⁰⁶。第1期工

図4 同盟育成会（上）・三菱養和会千歳道場（下）設計図



出典 田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、11-12頁

事では、神社、中心広場、体育場（陸上競技場、野球場）、農園、児童遊園のほか、会館、事務所、錬成道場、庭球場、武道場（剣道・柔道）、弓道場、相撲道場、水泳場等を施工した。第1期工事の残地9.9haは、当分の間農耕地として存続させることとし、同年11月三菱養和会千歳道場の一部を開場した¹⁰⁷。

V. 大東京緑地協会の拡大

1. 大東京緑地協会の直営事業

本章では、緑地協会の事業拡大として、北多摩郡調布町に設置された緑地協会の直営緑地の事例を検討する。

1941年5月に設立された緑地協会では、2ヶ月後の7月の参事会で、苗圃・模範緑地を直営するための土地取得について協議したことは先に述べたとおりである。この問題について、同年11月の理事会で、直営緑地事業の経営を決定し、寄付行為の事業内容に「直営緑地の造成、経営」を追加した¹⁰⁸。

緑地協会は河川敷を利用した放射状緑地帯の一部として、北多摩郡調布町上布田の調布多摩川緑地、同盟育成会の緑地に隣接した多摩川堤外地に16.5ha（国有地11.55ha、民有地4.95ha）の直営緑地造成を計画した。国有地は東京府に無償払下を交渉し、最終的に貸借の了解を受けた。16.5haのうち6.6haは同時に事業を進める同盟育成会及び一般公開の陸上競技場、野球場、国防競技教練場とし、残地9.9haは農園、菜園、苗圃、養魚池等の生産緑地とした¹⁰⁹。

この生産緑地は隣組、町内会、学校の果実蔬菜農園として貸与耕作させ、従来のハイキングやピクニックだけでなく、食糧増産、隣保親睦にも利用し、将来的には緑地協会が苗圃・養樹園を経営して、環状緑地帯の緑地造成者に苗樹を配布することを予定した¹¹⁰。このように緑地協会直営緑地は、民間緑地の保存・造成を喚起するための緑地協会の普及促進事業であったのである。

2. 太平洋戦争開戦後の大東京緑地協会

最後に太平洋戦争開戦後の緑地協会について、活動の確認ができる1943年度までを明らかにする。

阪谷芳郎は1941年5月の会長就任直後から緑地協会の会長職を退く可能性を示唆していたが、同年11月に逝去した¹¹¹。このため同月の理事会で、永原伸雄（三菱）の推薦を受けた副会長中島久萬吉の会長昇格が決定した。また阪谷の逝去と前後して阪谷が常務理事就任を強く支持した平山 泰が帝都高速度交通営団監事に就任したため、10月の評議員会で常務理事を辞任し、中島と同じ元古河電気工業専務の荻野元太郎¹¹²が常務理事に就任した¹¹³。

緑地協会の資金は設立に賛成した約50団体に割り当て、1941年11月までに20数万円の拠出申込みを受け、そのうち約10万円を受け入れた¹¹⁴。しかし同年12月の太平洋戦争開戦により、内務省は、当初の環状緑地帯造成予定年次であった10ヶ年を半分の5ヶ年以内に短縮することを緑地協会に指示し、1942年度予算として約7万円を計上したが¹¹⁵、参加団体による緑地協会への資金拠出は進捗しなくなった¹¹⁶。

1942年11月、市街地の連続を防止し、空襲等の非常災害時における被害を局限するための非建築地帯を設定する「防空施設の整備強化に関する件」が閣議決定され、1943年3月には、内務省が防空法第5条の5第2項に基づき東京、大阪両市に防空空地帯を指定して、空地の趣旨に反する建物の建築を制限した。

東京市の防空空地帯は、東京市の外周に将来の市街地（建築地区）を予想した外環状空地帯を設定し、これより都心部に向かって放射空地帯を設けるとともに、内部の密集市街地の周囲に内環状空地帯を設定した。空地帯の位置は、実現可能性を高める必要から、なるべく抵抗力が少ない農耕地、樹林地、更地等、現況空地の場所を指定したため、すでに市街地化した中枢部には及ばず、現況空

地としての実質を備えていない場所については、1943年度以降、東京府・東京市が5ヶ年計画で直接買収することとした¹¹⁷。

この空地帯の指定と同時に、緑地協会に空地帯の用地を企業・団体の運動場、厚生施設として幹旋させる内務省当局談が発表され、緑地協会は引き続き防空対策の一翼を担うこととなった。緑地協会では、空地帯の指定直後に役員会を開催し、1943年度予算7万9000円を3倍強の25万7000円に増額して、空地帯幹旋のための体制を強化したが、終戦までに環状空地帯への民間緑地の誘導と集中は数ヶ所の実績にとどまった¹¹⁸。

おわりに

ここまで戦時期に民間緑地の誘導と集中により、環状緑地帯を実現しようとした緑地協会の活動を明らかにしてきた。最後に、本稿が明らかにした成果をまとめるとともに、残された課題を提示して、本稿の分析を終える。

日中戦争による重要産業の新設拡張の結果、東京市周辺では、工場の増加、人口集中、交通混雑、保健衛生の悪化など市街地の無制限な連続による弊害が無視できないものとなった。内務省では、新たに地方計画法を制定し、東京市周辺における工場の新設制限、都市人口を衛星都市に分散するための工業の地方誘導、環状緑地帯を利用した市街地の連続的膨張を抑制することとした。

内務省は、当初「東京緑地計画」の景園地に「市街地の過大化防止、帝都防備」の目的を加え、市街地の外周に連続的に設定することで市街地の連続的膨張を抑制しようとした。しかし環状景園地の一定地域を指定した土地利用制限は、急進的で実現性に乏しく、緊急的に全面買収による環状緑地帯の立案を同時に進めた。そして具体的な緑地計画を持たない陸軍に対し、内務省が積極的に防空目的を強調していく過程で、環状景園地から環状緑地帯への変更がなされた。

内務省は環状緑地帯付近の地価の急激な上昇を理由として、東京市内の公園よりも、外周の環状緑地帯整備を第一目標とした。「大東京」の環状緑地帯は、外周に環状形の緑地帯を設置するロンドン型に加え、ベルリン型の放射状緑地帯を計画し、東京環状緑地帯を第1次環状緑地帯計画、隣接県の環状緑地帯を第2次環状緑地帯計画とした。環状緑地帯の主力事業は用地の全面買収であり、各種施設は緑地の買受人や賃借人が施行する予定であった。しかし全面買収は、財政面で大きな負担を伴うため、実際の事業は将来の環状緑地帯の核心となる公営大緑地から漸進的に整備する方法で進められたが、「大東京」の公営大緑地として30ヶ所以上が都市計画決定されたものの、資材、労力の制約から終戦までに都市計画事業決定されたものは数ヶ所であった。

地方計画法の法制化が進捗しない状況で、環状緑地帯の実現方法は、全面買収による公営単独施行から臨時農地等管理令を利用した個別の農地売買制限と緑地協会による民間緑地の直接的な誘導と集中による方法に転換せざるを得なくなった。

「会社利益配当及資金融通令」により社外流出を阻止された法人利益が、減価償却や内部留保に誘導され、内部留保を収入が増加した青少年職員・工員のための運動場、農園などに投資する計画が立てられた。しかし民間緑地の用地買収には、都市計画法による強制力がなく、臨時農地等管理令の許可を得ることも困難であった。このため内務省に用地買収の幹旋が期待され、民間緑地の指導統制機関として緑地協会の設立が進められた。

「大東京」地方計画として、東京市の周囲に環状緑地帯や農業地域を保存する方針を立てても、隣接県は同地を工業地帯として発展させることを主張するため、「大東京」の工業統制、市街地統制は容易に実現できるものではなかった。内務省では、「大東京」の区域を包括し、統一的な土地利用制限と施設計画を行う「東京都制」構想を持っており、緑地協会はこれを背景に、「大東京」を事業対象とする組織へと展開していった。環状緑地帯に民間緑地を誘導し、集中する緑地協会の事業は、防空、食糧自給、人口分散を目標とした国土計画、「大東京」地方計画の具体化作業であったのであ

る。

緑地協会に対する斡旋内容は運動場、訓練場が最も多く、次いで農園、菜園、研究所であった。緑地協会では、候補地の選定、用地買収斡旋、測量にとどまらず、設計、工事施工、維持管理まで一連の手続きをすべて受託した。緑地協会による民間緑地の誘導と集中は、環状緑地帯が実現可能な事業であることを示すため、すでに企業の厚生・保養施設が集中していた地域をモデル地区として事業施工した。特に杉並区や調布町は公営大緑地とともに、環状緑地帯を連繋する民間緑地の誘導と集中を行った顕著な事例であった。しかし太平洋戦争の開戦により、緑地協会への資金拠出は進捗しなくなり、終戦までに民間緑地の誘導と集中は数ヶ所の実績にとどまった。

なお本稿では詳しく取り上げることができなかったが、緑地協会では、健康保険組合連合会（厚生省保険局外郭団体）など緑地造成の点で共通の目的を持つ各種団体を将来的に統合して、新たに「緑地営団」を創設する構想をもっていた¹⁹。緑地営団構想がなぜ実現できなかったのかを明らかにすることが今後の課題である。

1「大東京」とは、東京市、横浜市、川崎市、川口市、市川市、武蔵野市など、経済的・社会的に東京市と不可分の関係にある近郊地域を含む「東京経済圏」のことを指す。

2越澤 明『東京都市計画物語』筑摩書房、2001年、223-243頁、真田純子『都市の緑はどうあるべきかー東京緑地計画の考察から』技報堂出版、2007年、75-112頁

3旧朝日新聞社運動場は、杉並区が「塚山公園」として保全している。

4石川幹子『都市と緑地 新しい都市環境の創造に向けて』岩波書店、2001年、256頁

5田中正大「東京緑地計画ー成案の成立と実現ー」白幡洋三郎・尼崎博正共編『造園史論集』養賢堂、2006年、164頁

6都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（下）』、1938年、113-114頁

7水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、18頁

8井下 清「公園より緑地へ」前島康彦編『都市と緑』財団法人東京都公園協会、1973年、214頁、原本は『公園緑地』6巻2号、1942年である。

9東京緑地計画協議会「東京緑地計画協議会決定事項集録」、1934年、57-58頁

10太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、39頁

11田 誠「緑地計画に就て」『公園緑地』3巻2-3号、1939年、69頁

12都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（下）』、1938年、118頁

13神奈川県都市計画課『風景地の開発に就て』1937年、24-25頁

14高橋雄才「国土計画概論」『都市問題』32巻1号、1941年、2頁

15高橋雄才「国土計画概論」『都市問題』32巻1号、1941年、16頁

16都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（上）』、1938年、191頁

17「空地地区」については、中島康比古「1930年代東京における郊外統制構想-戦時下の「過大過密」化と都市計画-」大西比呂志・梅田定宏編「大東京」空間の政治史 1920～1930』日本経済評論社、2002年、105-132頁を参照のこと。

18都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」『都市問題』27巻4号、1938年、62頁、都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（下）』、1938年、120-121頁

19真田純子『都市の緑はどうあるべきかー東京緑地計画の考察からー』技報堂出版、2007年、93頁

20都市計画東京地方委員会「東京緑地計画」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（下）』、1938年、142頁

21都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（上）』、1938年、194頁

22都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（上）』、1938年、195、199-201頁

23東京緑地計画協議会「東京緑地計画協議会決定事項集録」『公園緑地』3巻2-3号、1939年、158頁

24田中正大「東京緑地計画ー成案の成立と実現ー」白幡洋三郎・尼崎博正共編『造園史論集』養賢堂、2006年、153頁

25都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題（上）』、1938年、205-206頁

26財団法人東京市政調査会『日本都市年鑑』昭和16年用、1941年、125頁

27真田純子『都市の緑はどうあるべきかー東京緑地計画の考察からー』技報堂出版、2007年、112頁

28「昭和14年3月22日大東京都市計画・緑地問題座談会」『公園緑地』3巻2-3号、1939年、53、56頁

29鈴木勇一『近代日本の大都市形成』岩田書店、2004年、339-340頁

30太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、40頁

31水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、18頁

-
- 32「昭和14年3月22日大東京都市計画・緑地問題座談会」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、46頁
- 33高橋登一「東京環状緑地帯実現に関する試案」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、63頁
- 34関口鉄太郎「緑地」『都市問題』23巻2号、1936年、236-237頁
- 35真田純子『都市の緑はどうあるべきかー東京緑地計画の考察からー』技報堂出版、2007年、104-105、111頁
- 36高橋登一「東京緑地計画の将来」『公園緑地』6巻2号、1942年、46頁
- 37「昭和14年3月22日大東京都市計画・緑地問題座談会」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、54-55頁
- 38「昭和14年3月22日大東京都市計画・緑地問題座談会」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、54-55、59頁
- 1939年3月に開催された大東京都市計画・緑地問題座談会では、内務省の環状緑地帯優先整備の方針に対して、厚生省体力局長佐々木芳遠が市民の体力向上の見地から、環状緑地帯よりも密集市街地の公園整備を優先することを主張し、同じく日本大学工学部部長佐野利器も利用価値の見地から、環状緑地帯よりも市街地の公園増加を優先すべきであると反対した。
- 39真田純子『都市の緑はどうあるべきかー東京緑地計画の考察からー』技報堂出版、2007年、86-88頁
- 40高橋登一「東京環状緑地帯実現に関する試案」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、64頁
- 41都市計画東京地方委員会「過大都市防止対策としての環状緑地帯」全国都市問題会議編『都市計画の基本問題(上)』、1938年、202-205頁、高橋登一「東京環状緑地帯実現に関する試案」『公園緑地』3巻2・3号、1939年、63-66頁
- 42水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、25頁
- 43吉岡計之助「大緑地建設事業の実施」『公園緑地』4巻4号、1940年、6-7頁
- 44太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、41頁
- 45水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、34-36頁
- 46水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、39頁
- 47高橋登一「帝都の緑地計画」『都市公論』23巻8号、1940年、50頁
- 48水谷駿一「大緑地誌稿」『公園緑地』4巻4号、1940年、41-42頁
- 49高橋登一「大緑地の実現と緑地帯の完成」『公園緑地』4巻4号、1940年、15頁
- 50「都市計画大緑地厚生園」川崎市議会事務局所蔵『市会書類(その4)昭和15年』簿冊番号サ1S15-00010、都市計画神奈川地方委員会『都市計画神奈川地方委員会議事要録第9号』、1942年、152頁
- 51太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、42-43頁
- 52太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、40頁
- 53高橋登一「大緑地の実現と緑地帯の完成」『公園緑地』4巻4号、1940年、16頁
- 54東京朝日新聞1940年6月13日、「防空と保健を兼ねぬ帝都に“緑の帯”官民協力の大計画」
- 55太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、41頁
- 56高橋雄紘「国土計画概論」『都市問題』32巻1号、1941年、1頁
- 57埼玉県の「都市計画」と「地方計画」の対立については、梅田定宏「埼玉県の都市計画と大東京地方計画」-法適用都市の広がりとその運用の実際-大西比呂志・梅田定宏編『大東京空間の政治史1920～1930』日本経済評論社、2002年、133-174頁を参照のこと。
- 58高橋登一「国土計画と大東京対策」『都市問題』32巻1号、1941年、73-74頁
- 59太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、41頁
- 60田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、12-14頁
- 神奈川県のほか大阪、名古屋においても緑地協会の設置問題が台頭していた。
- 61田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、4頁
- 62神奈川県都市計画課「防空大緑地の話」1940年、20頁
- 63太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、37頁
- 64都市計画神奈川地方委員会『都市計画神奈川地方委員会議事要録第9号』、1942年、153頁
- 65柴田善彌「戦時日本の金融統制 資金市場と会社経理」日本経済評論社、2011年、317-318、332頁
- 66石神甲子郎「体練緑地敷地問題」『造園雑誌』10巻2号、1943年、1頁
- 67石神甲子郎「体練緑地敷地問題」『造園雑誌』10巻2号、1943年、2頁
- 68井下清「大都市近郊における緑地問題」前島康彦編『都市と緑』財団法人東京都公園協会、1973年、284頁、原本『都市問題』49巻7号、1958年である。
- 69国立国会図書館憲政資料室所蔵 阪谷芳郎「防空都市計画日記」(『阪谷芳郎文書』R58、文献番号745)
- 70阪谷芳郎は、東京帝国大学政治学理理学科卒業後、大蔵省入省、主計局長、大蔵次官を歴任した。1906年西園寺内閣で蔵相となり、1912年から1915年まで東京市長を務めた。渋沢正雄、秀雄とは義兄弟。

- 71中島久萬吉は、東京高等商業学校卒業後、東京株式所入社。桂内閣総理大臣秘書官。1906年横浜電線製造(古河電気工業の前身)社長に就任した。1932年には商工大臣に就任。
- 72田中廣太郎は、東京帝国大学政治学科卒業後、内務省入省、復興局整地部長を経て、1928年東京市助役に就任。1940年東京市政調査会専務理事となった。
- 73平山 泰は、東京帝国大学政治学科卒業後、東京市電気局長を歴任。1941年7月帝都高速度交通営団監事に就任した。
- 74国立国会図書館憲政資料室所蔵 阪谷芳郎「防空都市計画日記」『阪谷芳郎文書』R58、文献番号745)
- 75第1回帝都緑地造成懇談会には、官庁側(内務省、都市計画東京地方委員会、厚生省、陸軍省、東部軍司令部、海軍省、警視庁、東京府、東京市)、民間側(三井、三菱、日本銀行、住友銀行、安田銀行、第一銀行、日本勧銀、日本興銀、第一生命相互、日本生命、明治生命、千代田生命、富国徴兵生命、日本火災、日本送電、東信電気、日立製作、東京瓦斯電気、日本郵船、山下汽船、日本製鉄、日本鋼管、池貝鉄工、日本鉱業、日本石油、中島飛行機、昭和飛行機、鐘紡、王子製紙、同盟通信、朝日新聞、読売新聞、東横電鉄、東武鉄道、京王電軌、東京建物、大日本麦酒、東宝映画、東宝劇場、浅野同族、森村同族、防空協会、阪谷芳郎、中島久萬吉、篠原三千郎、平山 泰、渋谷正雄)が出席した。
- 76朝日新聞 1940年10月20日、「市民に贈る“緑地” 民間に大東京緑地協会設立 けふ官民の大評定」
- 77帝都緑地造成問題小委員会委員は、民間側8名 石坂泰三(第一相互)、金子堅次郎(三井)、中島久萬吉、永原伸雄(三菱)、五島慶太(東横電鉄)、藤山愛一郎(大日本製糖)、明石照男(第一銀行)、渋谷正雄(日本製鉄) 官庁側4名 藤岡長敏(内務省計画局長)、諫山春樹(東部軍参謀長)、岡田周造(東京府知事)、大久保次郎(東京市長)の12名である。
- 78高橋登一「財団法人大東京緑地協会の誕生を見るまで」『公園緑地』5巻4号、1941年、43頁、大東京緑地協会『財団法人大東京緑地協会概要』、1941年、3-4頁
「大東京緑地協会設立要綱案」では、社員の厚生施設(運動場、訓練場、農園)、倶楽部の厚生施設(運動場、分区農園)、学校の厚生施設(運動場、訓練場、射撃場、林間学校、農園)、試験場・研究所のほか防空住宅地の造成斡旋、受託、指導も対象とした。後の「大東京緑地協会の事業及其細目」では、防空住宅地は削除されている。
- 79緑地協会設立実行委員は、中島久萬吉、石坂泰三、原 邦造(東武鉄道)、大橋武雄(東宝)、渡邊得男(大日本麦酒)、金子堅次郎(三井)、笈正太郎(京王電軌)、永原伸雄(三菱)、中川末吉(古河電工)、中島喜代一(中島飛行機)、藤山愛一郎(大日本製糖)、小池厚之助(小池証券)、五島慶太(東横電鉄)、浅野總一郎(浅野同族)、鮎川義介(日産)、北田内蔵司(三越)、富島清次郎(日清紡績)、白石元治郎(日本鋼管)、篠原三千郎(精工舎)、渋谷正雄(日本製鉄)の20名である。
- 80高橋登一「財団法人大東京緑地協会の誕生を見るまで」『公園緑地』5巻4号、1941年、38-47頁
- 81暫定理事は、阪谷芳郎、中島久萬吉、萱場軍蔵(内務次官)、平山 泰、諫山春樹(東部軍参謀長)、石坂泰三(第一相互)、大久保次郎(東京市長)、川西實三(東京府知事)、金子堅次郎(三井)、永原伸雄(三菱)、藤岡長敏(内務省計画局長)、五島慶太(東横電鉄)、渋谷正雄(日本製鉄)の13名である。
- 82田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、7-8頁
- 83大東京緑地協会『財団法人大東京緑地協会概要』、1941年、5、12-15頁
- 84囀員は、内務省都市計画東京地方委員会庶務係酒井孝三、中村鎮行、同緑地係小林政之祐、東京府土木部風致緑地係竹内敏雄、東京市市民局公園課東半七郎、同防衛局計画課渡邊孝夫、同財務局地理課大沼忠廣、同総務局都市計画課渡邊賢治、アジア社記者安藤英爾の9名である。囀員の分担は、酒井・中村(緑地協会事務の掌務規則原案作成、緑地協会普及宣伝方法の研究)、小林(緑地計画・都市計画との連絡援助、緑地協会受託土地選定指導)、竹内(東京府公共施設・緑地対策との連絡援助、土地評価に関する東京府買収実例調査、農地管理令・東京府取締当局との連絡)、渡邊孝夫(防空対策としての緑地問題の連絡、防衛局所管事務との連絡)、東(緑地協会受託事業の斡旋、設計、施工監督経費の概算見積原案作成、緑地協会受託事業の設計・施工監督・維持管理の経費概算見積指導)、渡邊賢治(東京市内公共施設調査、小公園との関連事務)、大沼(買収事務経費算定原案作成)、安藤(協会会員募集、寄付金申込勧誘、宣伝普及)である。
- 85田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、8-10頁
- 86石神甲子郎「体練緑地敷地問題」『公園雑誌』10巻2号、1943年、3頁
- 87太田謙吉「大東京公園緑地の発展史と二十年の回顧」『公園緑地』6巻2号、1942年、41頁
- 88土地不動産会社・信託会社不動産部懇談会出席者は、日本勧業証券、日本不動産、東京建物、織田信託、三井信託、三菱信託、三和信託、安田信託、住友信託、野村信託、第一信託、内務省、東京府、東京市である。
- 89区町村長召集打合せ参加者は、内務省国土局、同防空局、都市計画東京地方委員会、東部軍司令部参謀、東京府土木部、東京市地理課、世田谷・杉並・板橋区長、武蔵野・三鷹・小金井・保谷・田無・調布町長、神代・狛江・多磨・小平・久留米村長である。
- 90田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、10、13頁
- 91高橋登一「財団法人大東京緑地協会の誕生を見るまで」『公園緑地』5巻4号、1941年、50頁
- 92田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、4頁
- 93田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、5頁
- 94田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、6-8頁
- 95田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、14頁
- 96田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、9頁
- 97中島久萬吉「防空空地と大東京緑地協会の使命」『公園緑地』7巻4号、1943年、5頁
- 98第一生命「相模湖」(世田谷区上祖師谷)の用地買収は1954年6月(東京法務局世田谷出張所「旧土地台帳」)である。緑地協会の受託事業以外に企業・団体が独自に用地買

収した事例として、1942年8月に安田生命保険が練馬区中村町(現在の中村南)に建設した西武練成道場等がある。

99小島三郎「緑地と鍛錬施設」『公園緑地』5巻4・5号、1941年、19頁として、

100大東京緑地協会「財団法人大東京緑地協会概要」には、日産厚生園、三井浜田山総合運動場、日本郵船総合運動場の平面図が掲載されているが、これらの事例は緑地協会が設計した事例ではなく、緑地協会の設立以前から経営されていた厚生施設を先行事例として紹介したものである。日産厚生園は、鮎川義介が日産系列会社社員・工員の厚生資金として寄付した100万円の一部を利用して、1940年1月に工事着手し、同年11月に開園した。三井浜田山総合運動場も1936年11月に開場したものである。

101都市計画東京地方委員会『都市計画東京地方委員会議事速記録第16号』、1942年、145頁

102東京法務局府中支局『旧土地台帳』

103田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、12-13頁

104東京法務局世田谷出張所『旧土地台帳』

105田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、10-12頁

106三菱地所株式会社史編纂室編『丸の内百年のあゆみ：三菱地所社史(資料・年表編)』、1981年、385頁

107三菱社誌刊行会編『三菱社誌39 昭和十八・十九年』東京大学出版会、1981年、2143頁。史料原本は三菱養和会『養和会誌』第166号1943年6月30日(三菱経済研究所蔵)である。

108田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、12頁

109朝日新聞1942年5月19日、「市民に“厚生”の賜物”多摩川に運動場と農園施設」

110読売新聞1941年2月26日、「蔬菜農園や牧場 増産に一役 緑地協会けふ旗揚げ」

111国立国会図書館憲政資料室蔵 阪谷芳郎「防空都市計画日記」(『阪谷芳郎文書』R58、文献番号745)

112荻野元太郎は、早稲田大学政治学科卒業後、古河商事常務、古河電気工業専務を歴任した。

113田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、11頁

114田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、14頁

115田中帷微「大東京緑地協会受託事業の展望」『公園緑地』6巻11号、1942年、5頁

116井下 清「大都市近郊における緑地問題」前島康彦編『都市と緑』財団法人東京都公園協会、1973年、284頁、原本は『都市問題』49巻7号、1958年である。

117「昭和18年4月21日防空空地に関する座談会」『公園緑地』7巻4号、1943年、19頁

118中島久萬吉「防空空地と大東京緑地協会の使命」『公園緑地』7巻4号、1943年、5頁

119田中帷微「大東京緑地協会設立後の経過」『公園緑地』5巻11号、1941年、14頁